

# 教育部会

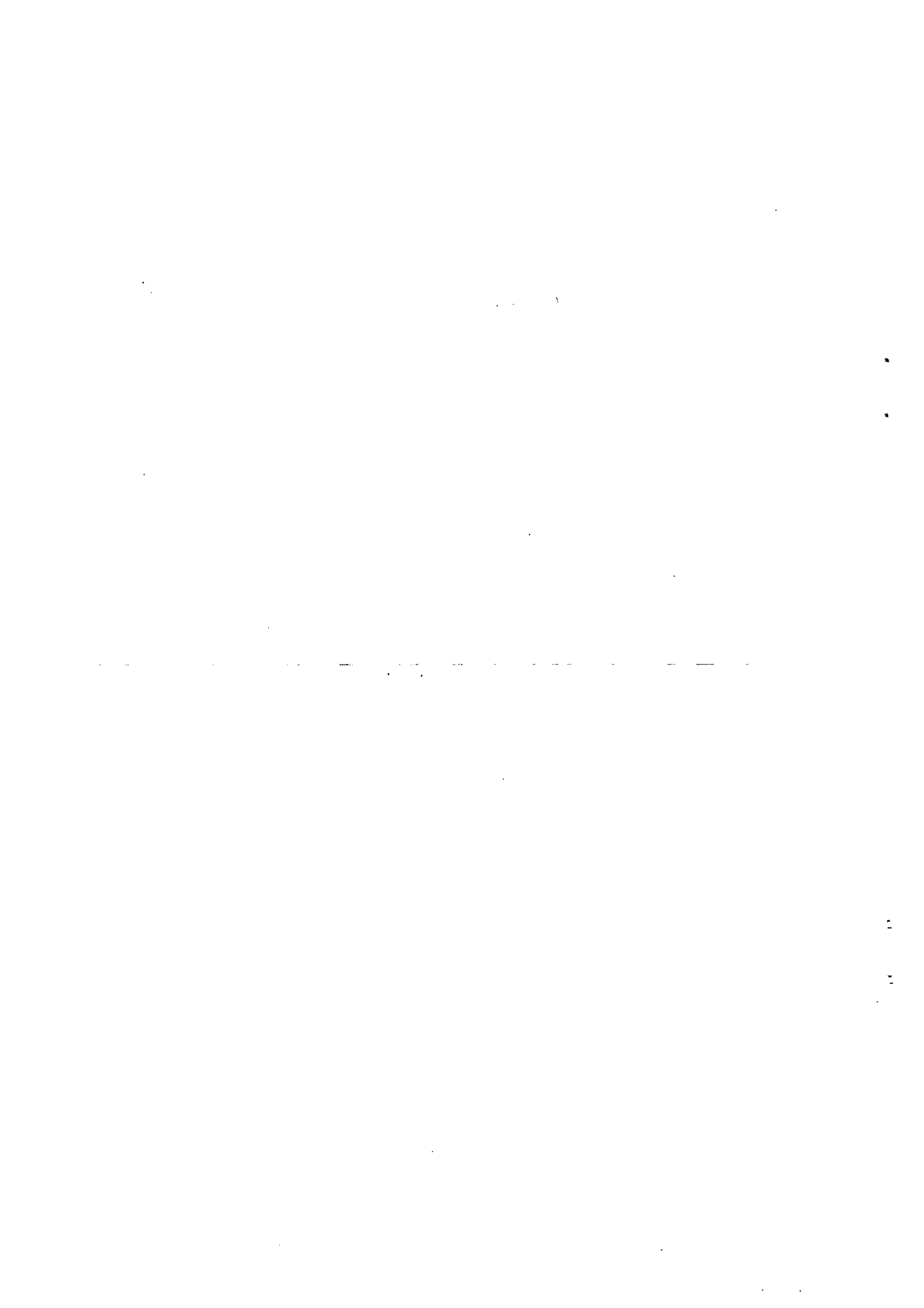
テーマ

子どもを愛する心、子どもの幸福を願う心を基本に

☆グループメンバー

熊谷和子（部長）      正元容子（副部長）

谷口睦美      山崎登久子      園田美子



## ★教育部会

### ★はじめに

21世紀をむかえた今、最も危惧しなければならないことの一つに、21世紀の主役であり次代を発展させていく子どもの環境・教育問題があります。

近年増加の一途をたどる不登校・いじめ・いじめによる自殺・学級（学校）崩壊・学力の低下など、異常な状態が本来子どもにとって「学び・喜びの場」となり、「生きる喜びの場」であるべき教育現場で起き、半ば常態化しているという現実注目しなければなりません。

このような出来事の背景には、学校に限らず地域や家庭などが、本来有しているはずの教育力の衰弱という根因が巣くっていると考えられます。

現在の子どもたちのおかれている状況は、私たちの過ごしてきた子ども時代とは大きく変わってきています。予想以上の発展をなしたマスメディアによる無秩序な情報の氾濫、めまぐるしく慌だしい日常に心が失われ、生命の重さが失われたとだれもが実感せざるを得ません。もはや個人の一家庭にあって、本来の基本的なしつけ等による教育だけでは是正できない現状となっています。

本来“人を育てる”という意味での「教育」は、学校現場だけでなく、社会全体で担うべき課題であり、その意味で、教育の立て直しとはそのまま社会の立て直しであり、教育改革とはそのまま社会改革に通じると思います。

「子どもの幸福」をすべての出発点にかかげ、教育とは何なのかという本質を問い直すことから、総力をあげて取り組まなければならないと考えられます。

篠山市においても合併3年目を目前に、いよいよ市独自の新しい基盤づくりにとりかかる時期と思われれます。

先に行った教育部会のアンケートによる現状と問題点を述べます。

## 0 アンケートから推察できる現状と問題点

### ①子育てに父親はどの程度かかわっているか

アンケートの結果、回答して下さった方の90%以上が女性で、男性は約6%でした。

「学校を経由したアンケートに、たいていは女性が答えを書く」という図式から、家庭内での子育ての状態がわかります。そして、母親一人が子育ての何もかもを引き受けざるを得ない状態になり、一人で悩んでいる場合があると予想できます。

日頃の子育てにおいて、父親の時間的な問題もあるでしょうが、父親が積極的に子どもとかわる機会が必要です。

### ②公共の相談窓口は

アンケートに回答して下さった方の約65%が、子育ての悩みをだれかに相談したことがあると答えています。しかし、その相談先に公共の相談窓口を選んだ人は約8%に過ぎません。

この数字からもわかりますように、公共の相談窓口は市民には利用しにくく、現状ではほとんど利用されていません。

篠山市内にもいろいろな窓口やシステムがありますが、ほとんど機能していない、または十分に活用されていない現状です。せっかくの窓口やシステムをもっと生かしていくことが必要です。

### ③学校と親子の関係は

②と同様、相談したことのある人の中で、相談先が学校の担任の先生や校長先生と答えた人はわずか14%です。そして、その時の感想を書いてもらったところ、学校と親子の關係に信頼感が少ないことがわかりました。

学校の先生によくしてもらったと答えている人もいますが、子どもと先生の接触が密なだけに、深く傷ついている人も多くいます。また、親や子どもが悩んでいる問題に対し、先生方からの考え方や反省点が親の方に伝わっていません。

こういった現状を先生方にスムーズに伝える機会が必要です。

### ④実際に相談したいことができたなら

アンケートの中には、「相談したいけれど、どこへ行けばいいのかわからない」「人に知

られてしまうのが嫌だ」といった感想もありました。

悩んでいる人に対し、地域が閉鎖的であったり、固定された価値観を押しつけることによって悩んでいる人は心理的な圧迫を受けてしまいます。また、噂されたり差別されたりした経験があったり、そういう経験をするのを恐れて、結果的に家族が孤立してしまいます。そうすると必要な情報も入手しづらくなります。

他方、市民にわかりやすく、しっかり機能している相談システムが今の段階では市内にありません。

悩んでいる人に温かい手をさしのべるシステムが必要です。

#### ⑤実際に相談したら

親身になって話を聞き理解してもらえた人、専門的な知識や有用な情報をもらえた人など、相談してよかったと思っている人がいる反面、マニュアル的・画一的・表面的な対応だったと感じている人、自分の立場を重視する先生によってひどく責められた人なども大勢います。

行政、学校関係者、相談員など、いわゆる専門家といわれる人の、子どもの状況への認識が不足し、深められていません。

また、自分たちが正しい、自分たちの方が立場が上だ、といった長年の間違った錯覚によって、価値観の押しつけがあったり、親や子どもへの思いやりに著しく欠ける場合もあります。

こういった人間性を問われる立場にある人たちにとって、自分の間違った価値観に気づく機会がぜひ必要です。

また、相談した人が、あまりにもひどく傷つけられた場合、対等な立場で抗議し、話し合えるようなシステムが必要です。

#### ⑥年齢による悩みの違いは

学齢前の子どもには、その年齢なりのしつけの面での悩みが多く、小学生になれば友達との関係、先生との関係の悩みが目立ちます。

中学生になれば、本人の自意識もあり、友達や先生との関係がもっと複雑になってきます。そんな中で、相談してもその年齢に合った答えが得られず、不満が残っている人もいます。

幼児期から青年期までの子どもたちを幅広くサポートするために、年齢に応じたそれぞれの相談機関やサポート機関が必要です。

## 〇提 言

### ①知らない権利は守られない 共通認識への指針

#### 『子どもの権利条例』『子どもオンブズパーソン制度』の設置を！

子どもは子どもとしての人権が尊重され、大人とともに社会を構成するパートナーです。

地域の人々や教育現場の人々と協力し、あるいは議論しあって、よりよい教育の環境を創っていく大切なパートナーなのです。そういった共通の認識を深めるために、これから私たちの指針となる「子どもの権利に関する条例」を作らなくてはなりません。

#### 条例を作るにあたり

検討調査研究委員会等を作る必要があります。その会で、市外の先進地から学び、子どもや親への支援活動をしている人を招いて学習し、子ども理解のための研修を行い、子ども自身の声を聞き意見を取り入れながら、今の篠山市の現状に合った条例を作る必要があります。また、その条例を十分に生かしていけるよう、学習や議論の機会を多くし、教育現場はもちろん地域社会のより多くの人々に条例の意義を理解してもらえるように働きかけていかなければなりません。

子どもが健やかに育っていける基本的な権利と、篠山市が篠山市として保障していけることをうたった条例を作り、住民はそれを理解し、充分活用できるよう学習し、篠山市はそういった住民の活動に支援の手をさしのべ、行政と住民が一体となって子どもを守る篠山市にしていかなければなりません。

#### 先進地の事例

この種の条例は、神奈川県川崎市で平成12年（2000年）12月21日、日本ではじめて議会で可決制定され、平成13年（2001年）4月より「子どもの権利条例」として実施されることに決まりました。その中には子どもの7つの権利と具体的な権利保障が示されています。すなわち、安心して生きる権利・自分を守り、守られる権利・自分を豊かにし、力づけられる権利・自分で決める権利・参加する権利・個別の必要に応じて支援を受ける権利などです。他に、虐待及び体罰の禁止・いじめの防止・子どもの居場所の支援と民間との連携などが盛り込まれています。

## 子どもの権利条例の背景

平成元年（1989年）国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。これは正式名称を『児童の権利に関する条約』といい、子どもの人権を守るための国際的な決まりです。日本は少し遅れて平成6年（1994年）3月に批准し、その年の5月から国内法として効力を発しています。しかし、その後平成10年（1998年）6月に国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、子ども救済制度の遅れを指摘し、オンブズパーソン（権利擁護者）制度の設立など22項目の勧告\* をしています。

## オンブズパーソン制度

国連の勧告にもありますように、オンブズパーソン制度も必要です。

オンブズパーソン制度につきましては、日本ではじめて兵庫県川西市が平成10年（1998年）12月に「子どもの人権オンブズパーソン条例」として可決成立、平成11年（1999年）3月より活動を始めています。

教育部会で実施したアンケートの結果からも分かりますように、篠山市では子どもや親の意見をくみ上げる機関が充分機能しているとは言い難い現状です。人権を侵害された子どもや親が、素直に自分の経験や意見を伝え、そのことが今後の教育現場の取り組みに活かされていくような制度はぜひとも必要です。その場合、その機能を充分生かすため、任命される人は行政・学校関係者以外から選ぶのが望ましいと考えます。

### \* 国連資料

#### 日本政府への勧告

##### 5項目目「独立した実施監視機構の設置」

本委員会は、既存の「子どもの人権専門委員」制度を改革発展させることによって、または、子どもの権利のためのオンブズパーソン制度を創設することによって、独立した実施監視機関を設置するための必要な措置をとるべきことを、貴締約国に勧告する

### \* オンブズパーソン制度

行政の任命ではあるが、それより独立し、子どもや親の立場に立って、行政へ意見する権限を持ち、活動する第三者機関

## ② 真に開かれた学校づくりを！

### 『学校評議員制度』の導入にあたり

平成12年（2000年）1月、学校教育法施行規則を改正し、それとともないその年4月より全国で実施が始まった制度に、学校評議員制度があります。

#### 学校評議員制度とは

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、文部省（文部科学省）より導入された制度のことです。学校が地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して、一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があるとの観点により、設けられました。

#### 実施状況は

全国的に見て、予定がまだないところや検討中のところが多くあります。しかしその中で滋賀県は、評議員の人選、運営方法などは、地域により学校により様々ではありますが、全県立学校で一斉に取り入れ本格的に取り組んでいます。また高知市では、14名の評議員のうち、半数を生徒が占めているところもあります。

#### 篠山市では

現在、実施されているトライやるウィークや学校毎の個性が出ている総合的な学習の時間においても、地域の関わりが深いと思われます。

学校教育を地域社会との関わりの中において、その生活や課題に基づいて学習し、役立てていくといった新しい時代の新しい学校教育のあり方を実践する、コミュニティースクールの可能性も感じられます。

加えて、これからは学校をめぐる問題について、子どもを含め、様々な人たちが様々な角度から、きちんと議論されることが必要となってきます。

篠山市でもこの制度の導入にあたっては、篠山市の地域性や特徴、市の良さを取り入れた工夫が大切になってくると思われます。



学校評議員制度を導入するにあたって、次の6点を提案します。

①子どもを評議員に加える

子どもの権利条約 第12条 権利の主体である子どもの意見表明権  
第29条 子ども自身のためにある教育の権利  
第3条 子どもの最善の利益を保障する

学校の主体は子どもたちであり、これらの権利を生かすことが必要です。

②広く市民に呼びかけ、希望者を募った上での選任とする

③民間で、子どものための支援活動をしている人に加える

④教師を加える

教育の資質の向上を図るため、また子どもと直接かかわる重要な位置にあり、  
様々な地域の声、子どもの声をもっと知る必要があると思われるため

⑤すべての評議員は、平等な立場として会議に参加する

⑥評議の内容は、情報公開されること

この評議員会の運営が広く市民に知られ、スムーズに行えるようになることのメリットとして以下のことが考えられます。

◎学校と、評議員として参加していない市民・子ども・保護者が、それぞれの側の正直な気持ちを素直に出し合える雰囲気生まれ、さらなる歩み寄りができる土壌ができる

◎これまで教育は学校まかせで無関心であった人たちも、広く様々な意見にふれることができ、臆して意見を表明できなかった保護者や子どもも、自分自身が参加する主体であるという意識が生まれる



## ③ 教育現場の改革

### 教育のあり方

研修会の開催 ～心のサインの読み取りを～

制度のことを述べてきましたが、今度は実際の教育現場について考えていきたいと思います。

アンケートにおいて、良くも悪くも教師への関心度が高いことが見えてきました。子どもはより良い教育環境を創っていくパートナーなのですから、もう一方のパートナーである大人、特に環境現場においては教師の資質が問われなければなりません。学校教育の質の向上のために、教師同士が立場の違いを越えて刺激し、触発し合い、ともに切磋琢磨し、連帯感を深めながら教育力を高めていく努力が大切です。

教師の資質向上のために、今の子どもたちの現状をしっかりと把握し、表面上ではなく心の奥底から出ている子どものサインの読み取りを学べる研修会を、定期的を開いて下さい。

教育の目的とところ

学級内で担任教師の独裁が行われていないか、子どもたちが教師の人間関係の被害者になっていないかなどをチェックする機能も必要です。そして、子どもたちから出た意見を率直に教師に伝えられる制度を作ることも必要になってきます。それとともに、子どもが教師から体罰を受けたとき、体罰でなくても、ことばの暴力など精神的虐待を受けたときにも、先に述べたオンブズパーソン制度が必要になってきます。

家庭は子どもを生み、育てはぐくむ最初の基本の場です。そして、子どもの一番の理解者となり支援し、子どもの味方となり、守ってやれる最後のとりでは家庭なのです。

その心は「子どもを愛する心、子どもの幸福を願う心」です。それはまた、教育者にとっても一番大切なことです。

教育の目的は、子どもたちの健やかな成長と人格形成のため、そして、子どもにより様々な生き方があり、その人権と自由を守るためにあるのです。（子どもの権利条約第28条）

現場の教師は、日常の繁雑な業務の中でその目的を見失ってはいけません。

総合的な子ども支援センターの設置を！

教育の目的を見失わないためにも、次に述べますチルドレンミュージアム内に総合的な子ども支援センターを設置し、一人の小さな声を普遍的に導き、よい方向への指針となるような機能を持たせて下さい。